

選挙管理委員会事務局監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査）

2 監査実施の期間

令和8年4月17日から同年6月18日まで

3 監査の対象及び範囲

選挙管理委員会事務局の所管に属する令和7年4月1日から令和8年2月28日までに執行された財務に関する事務

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務

4 監査の主な着眼点

- (1) 財務に関する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか。
- (2) 財務に関する事務に係る計数に誤りはないか。
- (3) 3E（経済性、効率性、有効性）が図られているか。
- (4) 財務に関する事務に係る内部統制が図られ、事務処理が適切に行われているか。
- (5) 前回の定期監査における指摘事項が改善されているか。

5 監査の実施内容

監査は、横須賀市監査基準に準拠し、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、抽出による関係帳簿及び関係書類の調査並びに現地調査を行った。

6 監査の結果

前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。

しかしながら、次に述べる事項については、事務の一部に是正又は改善を

要する事項が認められたため、適正な措置を講じられたい。

(1) 財産管理に関する事務

物品会計規則によると、郵便切手、はがき、レターパック等又は収入印紙の管理について、交付後直ちに消費されるものを除き、所管において物品受払簿（第1号様式）により受払いを明らかにしておかなければならないとされているが、次のとおり、レターパックの在庫管理や使用管理が徹底されていない状況にある。

レターパックの管理において、記入誤り、記入漏れ、混入及び所在不明により実際の残数と物品受払簿の残数が一致していなかった。

レターパックライト 370（料金改定による差額 60 円分の切手貼付済）の物品受払簿については、令和7年11月21日の残数の読み違いによる記入誤り以降、実際の残数と物品受払簿の残数が一致しない状態が継続するなど正確性を著しく欠いていた。

また、調査日時点では7枚分が一時的に所在不明となっており、後日、所定の保管場所ではないところから発見された。

郵券類は換金性を有する物品であり、帳簿と現物の不一致や所定外保管は、不適正使用や亡失等のリスクを高めると考えられるため、今後は、物品会計規則に基づいた適正な管理に改められたい。

（選挙管理課）